

茨木市立小・中学校の適正規模に係る調査研究会設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、市立小・中学校の大小規模化に伴う諸問題について調査し、課題解決のための総合的な研究を通じて適切な学校運営に資することを目的とする。

(設置)

第2 第1の目的を達成するため、茨木市立小・中学校規模適正化に係る調査研究会（以下「調査研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3 調査研究会は、次の事項を所掌する。

- (1) 先進都市の視察、関連文献等の資料収集・整理と作成などに関すること
- (2) 大小規模化の解消方策等の制度面に関すること
- (3) 現状規模等を生かした学校運営等内容面での充実に関すること

(組織)

第4 調査研究会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、教育委員会教育総務部長の職にある者を、副会長は、同学校教育部長の職にある者を充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、事案に係りのある職員を委員に加えることができる。

(会長及び副会長)

第5 会長は、調査研究会を代表し、会務を総括する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

(会議)

第6 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員等に対し会議への出席及び資料の提出を求め、その意見を聴取することができる。

(専門部会)

第7 調査研究会は、第3条第1項各号に掲げる事項に関する課題及び問題点についての具体的な方策を検討するために、専門部会を置くことができる。

(専門部会の構成等)

第8 専門部会は、部会長、総括担当及び部会の委員をもって組織する。

- 2 部会の委員は会長が指名し、部会長、総括担当は、会長の指名する部会の委員を

もって充てる。

- 3 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の会務を総理する。
- 4 総括担当は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 専門部会に副総括担当を置くことができる。副総括担当は部会長が指名する部会の委員をもって充てる。
- 6 副総括担当は、総括担当を補佐し、総括担当に事故があるとき又は総括担当が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を専門部会に出席させることができる。

(庶務)

第9 調査研究会の庶務は、教育委員会教育総務部教育政策課がこれを行う。

- 2 専門部会の庶務は、部会長の職にある者が所属する部において処理する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、調査研究会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。
- 2 茨木市小・中学校小規模化問題に係る調査委研究会要綱（平成10年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別 表

茨木市立小・中学校の適正規模に係る調査研究会構成員

会 長 教育総務部長
副会長 学校教育部長

委 員 教育総務部次長
教育総務部教育政策課長
教育総務部教育政策課参事
教育総務部教育政策課長代理
教育総務部教育政策課総務政策係長
教育総務部施設課長
教育総務部施設課長代理
教育総務部施設課施設係長

学校教育部次長
学校教育部学校教育推進課長
学校教育部学校教育推進課長代理
学校教育部学校教育推進課就学環境調整グループ長
学校教育部学校教育推進課指導主事
学校教育部教職員課長
学校教育部教職員課教職員係長
学校教育部教育センター所長